

幕府御林における森林開発

— 伊豆天城御用炭生産の展開 —

砂 坂 元 幸

Forest development under the direct control of the Shogunate
— Development of charcoal production in Izu-Amagi district —

Motoyuki SUNASAKA

目 次

I はじめに — 課題 —	1	2. 年季製炭請負条件	14
II 御用炭生産の展開構造	2	3. 木炭価格と運上金	16
1. 商人請負生産	3	4. 製炭労働力と木炭の輸送	21
2. 農民請負生産	9	IV おわりに — 御用炭生産の特徴と 製炭労働力問題 —	26
III 御用炭生産の生産構造	12		
1. 製炭資材	12		

I はじめに — 課題 —

我が国では、近世中期以降商品経済が発達したのに伴い、木材、薪炭等林産物の商品化が進展した。生活必需品である炭や薪は、農民の第一次の生産物として早くから商品化され、流通した。また、元禄期以降表面化した幕藩財政の窮乏も一層深刻化し、その対策が重要な課題となった。

特に、幕府は財政救済策の一環として森林資源の積極的利用に踏み切ることとなる。それは幕府が直接経営管理する御林の天然林から御用材、御用薪炭材を採取し、これを商品化し、財政収入の確保を図ろうとするものであった。本稿の考察対象である天領伊豆でも、幕府は御林の管理体制を整備し、森林開発に積極的な姿勢を示すようになる。すなわち、それは天城山御林における御用材及び御用薪炭生産であったが、伊豆にあっては御用炭年季生産を中心とする領主的林業生産の展開が大きな特徴であった。

伊豆天城炭は江戸城本丸・西丸御風呂屋御用炭として、さらに江戸市中向け一般炭としてその性格を確立し、種々の特権と保護をもって生産された。近世中期以降、都市の発展、人口の増加

に伴い薪炭の需要もますます拡大したが、当時の江戸への木炭供給地として、武蔵、伊豆、相模、駿河、甲斐、遠江、常陸、上野、下野、上総、下総、安房の関東および関東近隣の東海地方を含む12カ国があげられている¹⁾。なかでも消費都市江戸に近く、海運交通に恵まれていた伊豆はその供給地として重要な位置を占めており、薪炭生産地として江戸地廻り経済圏の中に位置づけられていた²⁾。

この製炭事業は、川津・仁科口における宝暦9年(1769)の御用年季生産を始期としていると思われるが³⁾、それ以降は明治期まで100年間継続した。これは幕府直営ではなく、御用商人や御林付村々等を請負人とする請負形態で展開したところに特徴がある。本稿では、江戸市場への木炭供給地として中心的役割を担った伊豆における天城御用炭生産の展開構造と御用炭生産を巡って村を単位として編成された農民労働力の性格について考察することを課題とする。以下、史料に依りつつ、幕府天城御用炭生産の構造をみていくことにする。

注

- 1) 樋口清之(1960)『日本木炭史』, 122頁。
- 2) 加藤拓衛氏は江戸地廻りにおける薪炭生産地を把握するために、「資本主義的市場の成立する以前にあたり、近世後期の(薪炭)生産地域を類推することは可能であろう」として、「明治10年分東京市中薪炭輸入元国分表」を作成している。これによると、堅木炭生産地11カ国(遠江、駿河、伊豆、相模、武蔵、安房、上総、下総、常陸、下野、紀伊)からの輸入量は289.6万俵で、このうちの約45%(129.6万俵)を伊豆が占めている。(加藤拓衛(1989)「西川林業の近世的展開」『林業経済 No.483』, 22頁)。
- 3) 川津・仁科口では明和7年(1770)～安永元年(1772)、天明4年(1784)～寛政3年(1791)の二度、11年間の休山期があった。また、狩野・大見口における開始期は明和期(1764～)とされる。(東京営林局蔵「伊豆林政史資料 No.348」)。

II 御用炭生産の展開構造

天城御用炭として実際に多量の製炭が開始されたのは、川津口、仁科口が宝暦年間(1751～)、狩野口、大見口が明和年間(1764～)であるという¹⁾。

宝暦9年(1759)以降長期間にわたり天城御林経営の中心として行われた天城御用炭生産におけるその生産量は、どの程度の規模で推移したであろうか。記録的に確認できるものを示すと、表1のとおりである。

これによると、宝暦9年以降およそ60年間、8～9万俵で推移していた生産量は、天保期末には10万俵を越え、幕末(嘉永4年)には15万俵にも達するようになる。このように、年によっては生産量に変動がみられるものの、いずれにしても規模の大きな製炭であったことを知ることができよう。

史料上で確認できる御用炭生産の状況を示すと、表2のとおりである。この表から明らかかなよ

表-1 御用炭の生産量

生産期間	年生産量(俵)		
	計	上炭	粉炭
①宝暦9年(1759)－明和6年(1769) 10年	(運上金・年360両)		
②享和2年(1802)－文化2年(1805) 3年	82,935	70,014	12,922
③文化10年(1813)－文政元年(1818) 5年	(92,000)	80,000	(12,000)
④文政6年(1823)－文政11年(1828) 5年	96,046	80,915	15,131
⑤天保10年(1839)－天保11年(1840) 1年	93,194	78,969	14,225
⑥天保13年(1842)－天保14年(1843) 1年	126,441	107,803	18,638
⑦天保14年(1843)－弘化元年(1844) 1年	150,350	128,255	23,095
⑧弘化元年(1844)－弘化2年(1845) 1年	137,541	120,123	17,418
⑨弘化2年(1845)－弘化3年(1846) 1年	113,166	98,910	14,256
⑩弘化3年(1846)－弘化4年(1847) 1年	78,552	68,814	9,738
⑪弘化4年(1847)－嘉永元年(1848) 1年	74,074	63,861	10,213
⑫嘉永元年(1848)－嘉永2年(1849) 1年	118,995	105,300	13,695
⑬嘉永2年(1849)－嘉永3年(1850) 1年	111,451	98,397	13,054
⑭嘉永4年(1851)－嘉永5年(1852) 1年	151,672	137,177	14,495
⑮安政5年(1858)－安政6年(1859) 1年	150,379	121,514	18,865

注) 1) ③の粉炭俵数は、上炭1万俵当たり15% (No.367) として計算した推定値。

2) ①～⑤は東京営林局蔵「前掲資料」No.348, 387, 359, 360, ⑥～⑮は寺尾宏二「天城御用炭考」『歴史地理』77(2), 62頁, より作成。

うに、当初の生産は川津・仁科口において在地の文之右衛門²⁾により10年季で行われていたが、寛政4年(1792)を境に生産期間は5年となり、以後5年季に定着する³⁾。また、生産地区は4口を仁科・狩野口と川津・大見口の二手に分けて行われるようになる。このように生産地区を二手に分け、各々に1名の商人あるいは御林付村に請負わす形態は、天保10年(1839)までおよそ50年間続けられた。しかし、それ以降は4口を一手として2名の商人あるいは御林付村によって製炭されている。また、5年季となる寛政期から江戸商人が進出し、御用炭生産を担うようになる。なお在方商人や御林付村は、狩野・仁科口を割り当てられている。

1. 商人請負生産

表2からも分かるように、御用炭生産は主として商人を生産請負人として実施されたが、その中心的担い手は江戸商人であった。

天城御用炭の請負は願出制であり、幕府(勘定奉行所)はこの製炭申請に対して、「請負申付候而も可燃者=候哉身元并所業ナド相糺」⁴⁾して請負人を選定し、炭焼出しを許可した。請負申請人の身元調査は代官によって行われたが、その決定権は勘定奉行にあった。こうして御林内での御用炭の焼出しを許可した請負人に対して、幕府は製炭上の心得、すなわち御林の取扱方に関

表2 天城御用炭請負生産年次と請負人

年	次	期間	生産地区	請負人
①	宝曆9 (1759) - 明和6 (1769)	10年	川津・仁科口	文之右衛門 (那賀郡一色村)
	明和7 (1770) - 安永元 (1772)	3年	〃	休山
②	安永2 (1773) - 天明3 (1783)	10年	〃	山本伝五郎・稲野金右衛門
	天明4 (1784) - 寛政3 (1791)	8年	〃	休山
③	寛政4 (1792) - 寛政9 (1797)	5年	狩野・仁科口	文之右衛門 (那賀郡一色村)
	寛政4 (1792) - 寛政9 (1797)	5年	川津・大見口	久左衛門 (江戸三田一丁目)
④	寛政9 (1797) - 享和2 (1802)	5年	狩野・仁科口	文之右衛門 (那賀郡一色村)
	寛政9 (1797) - 享和2 (1802)	5年	川津・大見口	久左衛門 (江戸三田一丁目)
⑤	享和2 (1802) - 文化4 (1807)	5年	狩野・仁科口	一色村請 (那賀郡)
	享和2 (1802) - 文化4 (1807)	5年	川津・大見口	久左衛門 (江戸三田一丁目)
⑥	文化5 (1808) - 文化9 (1812)	5年	狩野・仁科口	一色村請 (那賀郡)
	文化5 (1808) - 文化9 (1812)	5年	川津・大見口	久左衛門 (江戸三田一丁目)
⑦	文化10 (1813) - 文政元 (1818)	5年	狩野・仁科口	三郎平 (江戸本八丁堀三丁目)
	文化10 (1813) - 文政元 (1818)	5年	川津・大見口	久左衛門 (江戸新橋南大坂町)
⑧	文政元 (1818) - 文政6 (1823)	5年	狩野・仁科口	三郎平 (江戸本八丁堀三丁目)
	文政元 (1818) - 文政6 (1823)	5年	川津・大見口	久左衛門 (江戸新橋南大坂町)
⑨	文政6 (1823) - 文政11 (1828)	5年	川津・大見口	久左衛門 (江戸新橋南大坂町)
	文政7 (1824) - 文政12 (1829)	5年	狩野・仁科口	弥右衛門 (田方郡湯ヶ島村)
⑩	文政11 (1828) - 天保4 (1833)	5年	川津・大見口	久左衛門 (江戸新橋南大坂町)
	文政12 (1829) - 天保5 (1834)	5年	狩野・仁科口	弥右衛門 (田方郡湯ヶ島村)
⑪	天保4 (1833) - 天保9 (1838)	5年	川津・大見口	久左衛門 (江戸新橋南大坂町)
	天保5 (1834) - 天保10 (1839)	5年	狩野・仁科口	弥右衛門 (田方郡湯ヶ島村)
⑫	天保10 (1839) - 弘化元 (1844)	5年	全口	万兵衛 (江戸本八丁堀一丁目), 嘉右衛門 (江戸三田一丁目)
⑬	天保13 (1842) - 弘化4 (1847)	5年	全口	万兵衛 (江戸本八丁堀一丁目), 嘉兵衛 (江戸南八丁堀)
⑭	弘化4 (1847) - 嘉永5 (1852)	5年	全口	儀兵衛 (江戸本八丁堀一丁目), 嘉兵衛 (江戸本船町)
⑮	嘉永5 (1852) - 安政4 (1857)	5年	全口	儀兵衛 (江戸本八丁堀一丁目), 新次郎 (江戸京橋柳町)
⑯	安政4 (1857) - 文久2 (1862)	5年	全口	新次郎 (江戸神田道有屋敷), 松兵衛 (江戸本八丁堀一丁目)
⑰	文久2 (1862) - 慶応3 (1867)	5年	全口	新次郎 (江戸神田道有屋敷), 松兵衛 (江戸本八丁堀一丁目)
⑱	元治元 (1864) -		全口	大見口御林付8カ村請
⑲	慶応3 (1867) -		全口	4口御林付村々請
⑳	慶応4 (1868) - 明治3 (1870)		全口	嘉兵衛 (江戸本船町)

注) ①-⑨・⑪-⑬・⑯-⑲は東京営林局「前掲資料」№75, 348, 350, 351, 359, 360, 366, 367, 374, 375, 387, ⑩⑭⑮⑯は浅井潤子「幕府御林山における林業生産」『史料館研究紀要第13号』, 100頁, より作成。

する規定を厳重に定め、これを義務付けた。例えば、文化10年（久左衛門・三郎平請負）の「差上申一札之事」⁵⁾の中に次のように記されている。

- 一御林年来伐透候ニ付、河津口并其外ニも御手薄ニ相成候場所御座候間、是迄之通雜木定尺四寸廻より宍尺五寸廻り迄を限り伐透候而者焼立高ニ差支可申候ニ付、此度ハ式尺五寸廻り迄を限伐透被仰付候旨、其外都而御普請役中并江川太郎左衛門様御手附御手代中御差図を請可申旨被仰渡候
- 一右之通御林御手薄ニ相成、右場所者伐透御差留ニ相成候儀、其外程厳重ニ被仰付、此度ハ御林守も時々見廻り被仰付候ニ付、手先之者共も精々申付、不取締之儀無之様可仕旨被仰渡候
- 一樫木之儀者白樫并荒樫ニ而も焼方御差留之旨并雜木枝打之儀者幹之障ニ相成候ニ付、以来御差留之旨被仰渡候
- 一御林伐透之儀年々四月より六月迄之内伐取候根株朽腐生立兼候ニ付、以来右三ヶ月之内伐透候儀者御差留之旨被仰渡候

このように原木の径級、樹種等原木の採取方および伐採時期など御林取扱いに細かい定めを設け、製炭に関する全てを普請役等役人の指示の下で行っていた。こうした幕府の御林に対する取扱規制は、運上金の取得及び江戸向け木炭の供給を目的として開始された御用炭請負生産の掌握と継続、さらには御林資源の保護、育成を意図したものであったことはいうまでもない。このために幕府は御林の管理機構を整備したのであり、江戸に置く御用炭掛りと現地駐在の御林守による製炭の適・不適地調査、窯立場所の検分、製炭事業の検分・取締、等を厳重に行っている⁶⁾。

ところで、天城御用炭請負人の事業範囲は、窯元焼出しから江戸への輸送まで全ての工程を請け負うものであったが、江戸商人の場合は現地の事情に通じていないため、在地の下請人をおいて製炭にあたるのが一般的であった。江戸商人にとっては、この下請負人が不可欠の存在であった。そこで、この下請負製炭事業について、天保13年～弘化元年（5カ年季）の万兵衛・嘉兵衛御用炭製炭請負（表2⑬）に関連する史料からみることにしよう。

天保14卯年4月の「天城山御用炭焼立場所控」⁷⁾から作表したものが表3である。請負人は各々1名の世話人を置き、焼立場所毎に焼立人・荷請人を起用して、年に5万俵ずつの焼出しをしている。ただし、嘉兵衛については4割強の手焼き生産がみられる。生産地区の担当は、大見口が万兵衛、仁科口が嘉兵衛となっているが、川津口・狩野口は両者が入り会っており、また生産量では川津口がその半分を占め、当時の資源の豊富さをうかがうことができる。

次の史料は、下請負人から本請負人宛の品質、重量、俵数、包装仕様などを含む誓約書である。

差出申一札之事⁸⁾

- 一天城炭御請負場所之内、焼出方口分ニて私共下請負仕候ニ付、当春中御請負証文御山法之

表3 下請負人による御用炭（上炭）焼出し量

焼立場所	焼立人	焼出俵数	荷請人
(万兵衛焼立分, 世話人・大川村恒右衛門)			
大見口	筏場入	筏場村 文兵衛	2,200 宇佐美村 藤兵衛
	地藏堂入	原保村 善右衛門	5,500 "
	菅引入	中原戸村 源左衛門	2,800 "
	取越	大川村 恒右衛門	3,500 大川村 同人
川津口	奈良本入	片瀬村 友右衛門	6,000 奈良本村 文右衛門
	白田・片瀬入	大川村 恒右衛門	15,000 白田村 会所出シ
	稲取出シ	稲取村 惣四郎	5,000 稲取村 同人
狩野口之内	見高出シ	見高村 新兵衛	3,000 見高村 同人
	猫越・持越入	土肥村 弥兵衛	7,000 土肥村 仁兵衛
		門野原村 伝蔵	
計		50,000	
(嘉兵衛焼立分, 世話人・湯ヶ島村平五郎)			
川津口	嘉兵衛 手焼	22,000	浜村 重兵衛 谷津村 久助
仁科口	池代入	落合村 由右衛門	2,000 縄地村 藤蔵
	火ヶ原入	門野村 弥之助	2,000 松崎村 宇七
	白川入	浜村 藤兵衛	7,000 浜村 同人
	宮ヶ原入	浜村 要蔵郎 周次郎	6,000 "
	宇久須入	宇久須村 七兵衛 彙五郎	3,000 宇久須村 同人
狩野口	本谷・長乃入	世話人 平五郎	8,000 三津村 忠助 宇佐美村 藤兵衛
計		50,000	
合計		100,000	

注)「天城山御用炭焼立場所控天保14年4月」(静岡県『静岡県史 資料編11』, No.270)より作成。

儀者不申及、炭性合并御運上其外運送諸懸り共、其口々ニ応シ取極仕候段承知仕候、然ル
 処御掛り様より炭性合貫目御改方嚴重被仰渡、則其段本請負中より御書附奉差上候ニ付、
 今般売場より御登参被成、右被仰渡之趣逐一被御申聞委細承知奉畏候
 一炭性合煉シ方格別ニ相改、入念焼立可申候
 一貫目之儀者正味六貫目入ニ仕、粉炭等相交り不申様可仕候、且繩俵共入念相調置、并尻口
 柴輪共入念置重キ輪柴等多分ニ差入不申様、炭焼人足共江急度可申付候
 一貫輕俵等無之様津出仕、船手荷請人江も得与対談仕置、江戸廻着之節皆懸六貫式百匁より
 不足之荷物俵たり共積送申間敷候、万一右貫目より不足仕候ハ、弁金可仕候事

幕府御林における森林開発（砂坂）

一右之通此度下請手先之もの迄不残御呼出し、御附役様御目通りニて本請負中より被御申渡候段、一事たり共相背申間敷候、且御請負高之俵数不足無之様精々出情焼立可仕候、為後日之一札差出申処、仍而如件

天保十四卯年九月

豆州那賀郡仁科口

浜村藤兵衛

（他 8 名連署）

天城炭本請負人

・ 万 兵 衛殿

嘉 兵 衛殿

さらに、荷請人（船主、荷請積問屋）からは、本請負人、下請負人に対して、窯元から江戸に至る輸送中の荷物の取扱い、炭俵改めなどの積載・輸送方誓約書が出されている。それが次の史料である。

船積一札之事⁹⁾

一天城山焼出御用炭之儀、当御年季中私共荷請・船積共引請、当卯春中焼出元口々会所中対談之上取究積立仕候処相違無御座候、然ル処今般御掛り様より諸色御殿重被仰渡、其段本請負中より御書附奉差上候ニ付、此段江戸表売場より態々御登参被成、右被仰渡之趣逐一被申聞、猶又下請中連中書付本請負中江差出候段、積所荷請人迄委鋪被御申聞承知仕候一炭性合煉シ方并貫目尻口輪柴等入念相改、正味六貫目入俵拵、輕俵無之様津出シ被成候得共、猶又浜着之節其時々貫目等無油断相改俵直シ致置、江戸表江積送、廻着之砌皆懸六貫弍百より不足之荷物老俵たり共積送不申、船中痛俵等無之様積卸共大切之取扱可申旨、船頭・乗組之もの迄急度申付置候、万一右貫目より不足荷物積入候ハ、御改之上夫々弁金御引取被成候而も、其節一言之儀申間敷候

一右之通積所荷請人一同承知仕、依之一札差出置申処、為後日之依而如件

豆州加茂郡川津谷津村

天保十四卯年九月

荷請人久助

（他 8 名連署）

天城炭本請負人

万兵衛

嘉兵衛

下請人中

また、江戸への回送には、次のような送り状が添えられた。

送状之事 ¹⁰⁾	三津浦下書
狩野口	豆州何郡何村
一上炭何百俵	船主何右衛門
一粉炭何拾俵	沖船頭何兵衛乗
合炭何百何拾俵也	
為替金	
運賃金	
金何拾何兩ト銀何匁何分	

右者豆州天城山焼出兩御丸御用炭并御免炭奉御極印請，書面之俵数無相違積送申候間，入津之節改御請取可被下候，尤運賃・為替金之儀者，前々之通船頭江御渡可被下候，以上

天保十四卯年	豆州田方郡湯ヶ嶋村
何月何日	御用炭会所世話人平五郎分
	同州三津浦
	右積問屋儀右衛門

江戸南八丁堀町
御用炭置場
小出屋嘉兵衛殿行

以上からみて、江戸商人は直接焼立て業務に携わる部分もあるが、多くは在方の下請人に製炭・輸送業務を全面的に委ね、下請人は製品を江戸まで回送することによりその代金を為替で受け取ったことがわかる。そして、下請人は製炭夫・運搬夫の賃金支払いや募集に当たり、製炭をさせ、製品の江戸送りをし、現地賃金を立替払いして、製品の代価を江戸の請負人から受けてこれを決済した。このため下請人といえども相当の資力ある者である必要があったのである¹¹⁾。

一方、在方商人による御用炭製炭請負いは、表2では5年季製炭開始以降、狩野・仁科口において最初の2期(①②)と後半の3期(⑨⑩⑪)にみられる。次の史料から、⑨文政7～12年の湯ヶ嶋村弥右衛門請けの場合をみることにしよう。

文政七年	
御請証文写	
申八月	豆州田方郡湯ヶ嶋村
	弥右衛門

差上申一札之事¹²⁾

豆州天城山御林雑木伐透炭焼出之儀是迄通三丁目三郎平右御林狩野口，仁科口ニ而去未（文政6年）九月迄請負仕候処，同人深山方仕入ナド不行届，炭焼出方拵取不申，其上御運上金上納相滞，多分之不納ニ罷成候由ニ而，季明以来継年季之御沙汰も無之候処，私儀ハ御林附狩野口村方ニ住居仕，御林添村々之もの共農業之間，年来炭焼出稼仕来，万一御休山ニも相

成候而者、年来之助成ニ相離、一同難儀仕候間、三郎平跡御請負之儀是迄之振合を以、私并南本所扇橋代作町家持豊五郎後見利兵衛儀証人ニ相立、炭焼出御請負之儀奉願候処、追々御吟味之上左之通被仰渡候

一天城山御林より炭焼出之儀、雑木を以老ケ年上炭四万俵宛、当申八月より来丑七月迄中年五ヶ年之間都合式拾万俵焼出之積三郎平後御請負被仰付候間、（以下略）

上の史料は、前年季の請負人である三郎平が運上金上納遅滞のため、継年季を許されず、湯ヶ島村の弥右衛門（木材商人でもある。文政元年～3年の御用材請負人としてもこの名があがっている。）と交替した例である。名主でもあった弥右衛門は、狩野・仁科口での製炭が行わなければ休山となり、村民の農間稼ぎによる生計維持に重大な支障を来すことにもなるとの理由をあげて製炭請負を出願し、年に上炭4万俵、5年で20万俵の焼出しを許されている。在方商人であっても、請負規定や製炭上の諸規制は江戸商人と何らかわるものではなかったが、請願に当たり地元農民の農間稼ぎを（例え表向きの理由であるにしろ）考慮している点で違いがある。

さて、御用炭生産の目的である運上金の不納は、幕府財政に支障を来すことはいうまでもない。したがって、幕府は収入の確保を継続させるためにも請負人の交替を行ったが、表2にみられるこうした請負人の交替は、このほかに製炭規定や後にみるような請負規定に抵触した場合(⑫⑬⑭)、また請負人が病気や死亡した場合(④⑬⑭)に行われた。その一例(⑫)を示すのが次の史料である。

「天城炭請負人之儀ニ付申上候書付」¹³⁾

天城山炭焼出請負人南大坂町久左衛門、豆州湯ヶ島村弥右衛門儀不正之取斗いたし候ニ付、請負取放被仰付、弥右衛門売場引請居候松屋町萬兵衛当分之内請負被仰付候処、（略）

（天保十年）

亥五月四日

御勘定所

江川太郎左衛門 印

この場合の不正について具体的な内容は明らかにされていないが、先にみた諸種の取締項目からみて、御用炭の品質、重量、数量等に何らかの不正があったものと考えられる。

2. 農民請負生産

請負者が商人であるということは、御用炭生産が商人資本による農民労働力収取に終わり、地元には労賃部分の収取を約束するに過ぎなくなることが必定となる。これを逃れるため、村請負としての陳情を直接幕府に対して行っている。農民による御用炭生産の請負は、個人ではなく村落共同体である村及び村々を単位とするものであった。この村請けの例を那賀郡一色村（表2⑤）についてみると、享和2年（1802）10月の奉行所宛「御請証文」中に次のように記されている。

「差上申一札之事」¹⁴⁾

豆州天城山御林雑木伐出炭焼出之儀，当六月中年季明ニ付，猶又繼年季之儀奉願候処，御吟味之上，左之通被仰渡候

一御林内狩野口外壺ヶ所炭焼出之儀，去ル子年（寛政4年）より追々五ヶ年季一色村文之右衛門御請負仕候処，同人病氣ニ付，去々申年（寛政12年）同村藤七儀讓請，是迄御請負仕罷在，当六月迄ニ而年季明之処，右炭焼出御座候得共，焼方人足其外稼之者共都而村方助成ニ相成候ニ付，此度一同相談之上，猶又五ヶ年季一色村惣請ニ而御請負之儀，同村安右衛門外式人一同奉願上候処，御吟味之上，壺ヶ年上炭三万俵宛当戊十一月より来ル卯十月迄，中五ヶ年之間焼出願之通被仰付候

（以下略）

一色村は，同村藤七の後請けを「焼方人足其外稼之者共都而村方助成ニ相成候」として願い出て，5カ年季で1年に上炭3万俵の焼出しを許可されている。

こうした村方による請負生産は記録の上では文政期以降しばらく途絶えるが，幕末になるとまたみられるようになる。元治元年（1864）には大見口8カ村が名主連名で請負っているのがそれである（表2⑩）。このような複数村請負の場合の請負方法は，元治元申子年5月の「御用炭焼出割合規定」¹⁵⁾ でみると，次のように均等割と石高割を併用している。

一炭壺万五千俵	壺ヶ年高
内五千俵	八ヶ村平均
但シ壺ヶ村ニ付 六百廿五俵	壺ヶ村割当
残壺万俵	高割
但高百石ニ付	高千五拾八石ニ割
九百五拾八石余	

以上の割合から村別割付俵数を算出すると，表4のようになる。

さらに，この文書中には次のような記述がある。

右者今般御用炭焼出方御林付八ヶ村江被仰付候ニ付，前書之通り三分一平均三分二高割合ニ相定申候処少茂相違無御座候，然上者右割合之内不宜仕候節者，規定御請書之通り，炭百俵ニ付銀廿四匁之割合をもって弁納可仕事俵繩出等之儀も同様相心得聊差支無之且不取締無之様，相互出精可取斗事

しかし，領主側の事情等によっては，村方からの積極的な請願ではなく，領主側からの強制ともいえる製炭事業もあった。次の史料からは，何らかの不正を働いた商人に代わって，御林付村々が請負を申し渡される様子をうかがうことができる。

表4 大見口八カ村御用炭焼出村別割付

村名	村高（石）	生産量（俵）		
		石高割	均等割	計
原保	254	2,400	625	3,025
菅引	152	1,436	625	2,061
中原戸	160	1,512	625	2,137
戸倉野	95	898	625	1,523
姫之湯	111	1,049	625	1,674
貴僧坊	38	359	625	984
地藏堂	133	1,257	625	1,882
筏場	115	1,087	625	1,712
計	1,058	10,000	5,000	15,000

注) 元治元年「御用炭焼出割合規定」（東京営林局蔵「前掲資料」No.374）より作成。

「覚」¹⁶⁾

廻状

湯ヶ島村

御用急

名主

以急廻状得御意候、(略)、然者葦山御役所より急御召ニ付昨十六日罷出候処、今般天城炭請負人勝五郎不埒之儀有之、請負不仰付ニおいてハ、天城山附村々江請負被仰付直納宜敷候へバ、両益ニ茂可相成御見込ヲ以、其御筋より葦山御役所江内糺ニ被成、右ニ付天城山附諸村名主御用炭請負人私方江相寄も、一同熟談之上御役所江可罷出旨被仰付候間、何重ニも御苦勞来ル廿二日湯ヶ島村迄無格代御出張之程奉願上候、今般之儀ハ御主法ニ茂相成、殊ニ御役所より其御筋江主法御糺之上御申立ニ相成、不容易儀ニ付篤と御心得被成御出張有之候様願上候、尤都合ニ寄御惣代ニ而宜敷御座候間此段も御承知有之、此廻状早々順達被成当村より御返可被成候、以上

(慶応三年) 卯六月十七日

天城山狩野口 湯ヶ島村

名主 清治郎[㊦]

大見八ヶ村 奈良本村 片瀬村 白田村 梨本村
箕作村 舟田村 南郷村 浜村 宇久須村 土肥村
右村々御名主中
御用炭請負人中

このように、天城地方の農民（村方）にとっての木炭生産は、すでにみたように農間稼ぎをするうえで重要な位置を占めてはいたが¹⁷⁾、一方では、こうした領主の強制による村方請負形態も存在したことがわかる。

注

- 1) 東京営林局蔵「前掲資料 No.349」.
- 2) 文之右衛門について、『静岡県林産物』(第一章第二節副産物)に「宝暦年間伊豆ノ人山本文之右衛門ナルモノ、紀州熊野地方ニ至リ三ケ年間炭焼ノ業ヲ修得シ帰ヘリテ天城山ニ入り木炭ヲ製出セルノ古記アリ」とある。(樋口清之『前掲書』, 142頁)。
- 3) 浅井潤子氏は「5ヶ年季製炭が4口において確定されたと目される享和2年以降…」としているが(同氏(1970)「幕府御林山における林業生産」『史料館 研究紀要3号』, 97頁), 東京営林局蔵「前掲資料」に文之右衛門請負は「寛政四年子六月より中年五ヶ年炭焼出し巳七月迄…」(No.348), 久左衛門請負は「寛政四子年より追々中年五ヶ年季御請負仕…」(No.359)とある。それによると寛政4年以降5カ年季に定着したことが確認される。
- 4) 東京営林局蔵「前掲資料 No.365」.
- 5) 同上「同上資料 No.359」.
- 6) 同上「同上資料 No.353, 357」.
- 7) 静岡県(1994)『静岡県史 資料編 11』, 751~752頁.
- 8) 同上『同上書』, 753頁.
- 9) 同上『同上書』, 754頁.
- 10) 同上『同上書』, 752頁.
- 11) 樋口清之(1960)『前掲書』, 195頁.
- 12) 東京営林局蔵「前掲資料 No.360」.
- 13) 寺尾宏二(1941)「天城御用炭考」『歴史地理 77(1)』, 51頁.
- 14) 浅井潤子「前掲論文」, 107頁.
- 15) 東京営林局蔵「前掲資料 No.374」.
- 16) 同上「同上資料 No.375」.
- 17) 拙稿(1995)「近世伊豆における林業の展開(2) 林野利用の諸問題」『筑波大演報 10』, 50頁.

Ⅲ 御用炭生産の生産構造

1. 製炭資材

天城炭の製炭技術は、明和年間(1764~1771)紀州尾鷲より製炭夫市兵衛を招き、習得したと伝えられる。そしてその製法は熊野炭の製法に類似し、古くから石窯法を用いたといわれる¹⁾。この石窯法による製炭について、天保7年(1836)と9年(1838)の史料から1窯の大きさ及び生産量についてみると、表5のようになる。狩野口と大見口を比較すると、炭窯の大きさは両者ともほぼ同じであるが、立て込む炭材原木本数は大見口が多く、材積も大きい。それにもかかわらず、1窯当たりの生産量は狩野口の方が多い。この史料には原木樹種の記載がないので、生産量の差が何によるかは不明であるが、製炭技術に差がないことを考慮すれば、樹種の違いによる

表－5 炭窯の大きさと生産俵数

		狩野口與市坂入	大見口菅引入
窯寸法	(長さ)	1丈1尺	1丈5寸
	(横)	9尺5寸	9尺5寸
	(高さ)	6尺1寸	6尺5寸
原木	(本数)	333本	358本
	(径級)	4寸－2尺3寸廻り	4寸－2尺5寸廻り
	(長さ)	平均5尺5寸	平均5尺5寸
焼高	(上炭)	23俵	21俵
	(粉炭)	6	4
	計(5.5貫目入)	29	25

注) 東京営林局「前掲資料」より作成。

狩野口はNo.376(天保7年)、大見口はNo.377(天保9年)。

ものと考えられる。いずれにせよ、天城御用炭1窯当たりの生産量は、上炭で21～23俵ということになる。築窯は、窯立て場所はもちろん窯数についても当然幕府からの規制があり、各口毎に窯数が決められていたが、御用炭の増産に伴って増加を認めている。しかし後には、御林内資源が「御手薄ニ相成」り、窯数を減らしている²⁾。

では、製炭用原木としてどのようなものが使われたのであろうか。享和2年(1802)の「差上申一札之事」³⁾の中に、

一豆州天城山御林之内大見、仁科、狩野、河津右口々より檜、樅、槻、栂、栝、栗ナド之上木ハ勿論、御用木ニ可相成分ハ相除、檜、栲、桜、樫、楓、猿すべりナド雑木四寸廻りより壹尺五寸迄之小木之分生茂リ候場所、逸々御指図請、伐透焼出仕……

とあり、原木は御用木となるような樹種以外のナラ、クヌギ、サクラ、カシ、ツバキ、カエデ、サルスベリ(リュウブであろう)などの雑木で、目通り4寸～1尺5寸廻りまでの径級のものとしている。なお、この中には御制木であるカシがふくまれているが、カシ類のうちシラカシは製炭用原木としての伐採を認められていた⁴⁾。ちなみに、文化8年(1811)の「炭木相成候雑木之覚」⁵⁾には、製炭用原木に利用していた樹種として上記の他にブナ、ヤナギ、シイ、ハリギリ、サワシバなど22種があげられている。

ところが、製炭の進捗に伴い、文化期以降には原木資源の減少、焼立場所の奥地化の傾向が現れるようになる。幕府は御用炭生産の継続、ひいては江戸城御用・一般炭及び幕府財源の確保のために、御林内の林相調査を行い、原木資源の状況を把握し、製炭場所の適・不適地を御林守に報告させるほか、窯立場所の届出、休山の可否等の各種調査及び取締を随時行い、厳格な規制を

行っている⁶⁾。なお、これらの任務には御用炭掛りとしての普請役、手附、手代と御林守が当たった。

さらに、原木利用については伐採上の制限を緩和する一方、規制措置を講じて御用炭生産の基盤である御林内資源の保続に努めた。これを文化10年(1813)の史料⁷⁾から具体的にみると、次のようである。

①「数年来炭焼立候故、御林御手薄ニ相成候場所所有之、惣山江見合、凡式分通程茂可有之」、「萱すず竹ナド生茂り場所茂有之、木種薄萱野多ニ相成候間」とみて、今後10年間伐採を中止し、残り8割の林野で製炭を継続する。

②これまでの雑木目通り4寸～1尺5寸廻りまでの伐採制限では「是迄之焼出高程ハ焼立相成」らぬため「狩野口大見口者別而大木多ニ有之、依之雑木四寸廻より式尺五寸廻迄を限」って、すなわち径級の上限を2尺5寸廻りまでに引き上げる。

③「上木ニ而茂、雑木ニ而茂節物曲り木ナド之分者、寸尺ニ不拘極印打渡為伐採候」と、不良木については御制木、雑木の別なく、径級の制限なしで利用を認める。ただし、その選木は普請役、手代、御林守等が行い、これに極印を打つ。

④一方、これまで伐採を許されていたもののうち、カンについては「白樫并荒樫ニ而も焼方御差留」となり、他の木を被圧する雑木の枝の利用についても「幹之障ニ相成候」として枝打ちを禁止する。

⑤原木伐採時期については「御林伐透之儀年々四月より六月迄之内伐取候根株朽腐生立兼候ニ付」と、4～6月の3カ月間は伐採を禁止する。

このように製炭資材には御制木以外の雑木が利用されたが、木炭の品質との関連から、「樫類一切無之而ハ格別粉炭多ニ相成」⁸⁾などと、御制木中の不良木(ケヤキやカンの節・曲がり木など)利用の陳情も繰り返し行われた⁹⁾。これに対し幕府側も、その時々の資源状況や生産上の問題から判断して、御制木中の不良木の利用規制を何度か変更している。こうした製炭用原木の利用規制から、御林森林資源に対する幕府の管理保護姿勢の一端をうかがうことができるのである。

2. 年季製炭請負条件

幕府は天城御用炭生産を順調に推進し、その目的を継続させるためには、製炭請負事業に対して一定の条件を付して、生産を管理する必要があった。次の史料から、請負条件の特徴をみることにしよう。

「差上申一札之事」¹⁰⁾

豆州天城山御林雑木伐透炭焼出之儀去申十二月年季明ニ付後請負之儀奉願候処、御吟味之上左之通被仰渡候

一天城山御林より炭焼出之儀南大坂町久左衛門儀寛政四子年より追々中年五ヶ年季御請負仕罷在候処、去申十二月迄ニ而年季明ニ付引続五ヶ年季御請負之儀奉願上候処、御吟味之上左ヶ年四万俵ヅツ当西六月より来ル寅五月迄中年五ヶ年之間炭焼出願之通被仰付候

一同炭焼出之儀去十二月迄ニ而年季明ニ付、後御請負被仰付候御儀ニ御座候ハバ、本八丁堀三丁目三郎平儀一ト手ニ御請負被仰付候様仕度旨奉願候処、御吟味之上ト手者難被仰付、両手ニ而私分売ケ年上炭四万俵宛当西六月より来寅五月迄中年五ケ年間炭焼出願之通被仰付候

（中略）

一私共儀銘々願之通御請負被仰付候ニ付、右申上候俵数之通年々焼方仕、是迄之通売捌値段段金売兩ニ付六貫目入式拾俵俵替之積を以問屋仲買ナド江者売渡不申、素人江直売仕、尤運上之儀者久左衛門者炭売万俵ニ付金四拾五兩宛、三郎平之儀者炭売万俵ニ付四拾八兩宛、尤粉炭之儀者売万俵ニ付金八兩宛之割合を以焼出高ニ応じ年々十一月限上納仕、御林伐透之跡江者為冥加久左衛門者杉苗木売ケ年三千本ヅ、三郎平儀者們苗木三千本宛植付候様可仕候、右ニ付而者是迄之趣を以御請負証文早々差上可申候、然上者御吟味中申上候趣并ニ右御請負証文之通相心得、竈立場所其外之儀者万端御附役中御差図請取計可申旨被仰付候

一御風呂屋口御用炭之儀者は迄之通私共申合、売ケ月宛持切、隔月納ニ仕、尤御風呂屋口迄持込、諸入用共一式引請、撰炭正味六貫目金売兩ニ付拾八俵六分替ニ而仕来之通心得、三郎平儀者新規之儀故申合御差支無之様可仕、其外餘時御入用ナド御座候節も是又御差支無之様可仕旨申上候処、願之通被仰付候

一右御請負中為証抛久左衛門儀者は迄之通敷金百兩其低差上置可申候、三郎平儀者豆州河内村百姓権兵衛証人ニ相立、同人所持之田畑合反別四町四反三畝十八歩之分差上置可申候、然ル上者御請負向之儀ニ付万一不埒之筋も御座候ハバ、右敷金并証抛地ナド御取上可被仰付候、其節御願ケ間敷儀可申上様無御座候

一右之通急度相心得、猥之儀無之様可仕旨被仰渡、逐一承知奉畏候、仍御請証文差上申処如件

文化十酉年五月廿四日

南大坂町
源兵衛店
久左衛門④
本八丁堀三丁目
家主 三郎平④

御奉行所様

（以下略）

この文書は、文化10年6月から文政元年5月まで5カ年季で、久左衛門、三郎平兩名が請け負った時の請負証文である（表2⑦）。

これから御用炭生産の請負条件をみると、①請負期間、②運上金の上納、③請負敷金の差出、④御用炭と一般売り炭の納入、⑤冥加植栽などがあげられている。これを少し具体的にみると、次のようになる。

- ① 請負期間は5カ年とし、生産量は1年に各人上炭4万俵ずつとする。
- ② 運上金を上納する。上炭1万俵に付き久左衛門が45両、三郎平が48両とし、粉炭は8両とする。毎年11月までに上納する。運上金は江戸本所会所納入高によって課せられたが、その割合は年代および請負人により一定でない。この場合の両請負人の運上金の差は何にもとづくものかは不明である。
- ③ 久左衛門は敷金として100両、三郎平は証拠地として保証人の所有する田畑（4町4反3畝18歩）を差し出す。また、文政7年弥右衛門が5年季で年4万俵の製炭契約をした例では（表2⑦）、証人として江戸南本所扇橋代作町豊五郎を立て、同町所在の豊五郎所持「家屋鋪式ヶ所金百四拾両之地所」を差し出している¹¹⁾。
- ④ 炭の納入は江戸城御風呂屋口と江戸市民向けとする。御風呂屋口御用炭は、必要量を兩名で1カ月交代で納め、金1両に付き撰炭正味6貫目入り18俵6分替えとする。一般市民向け炭は問屋仲買を通さず直接売りとし、値段は1両に付き6貫目入り21俵替えとする。
- ⑤ 伐採跡には冥加植栽をする。1年に久左衛門はスギ苗木3,000本、三郎平はクヌギ苗木3,000本ずつとする。この冥加植栽の樹種としては、ナラ、アカマツ、ヒノキもみるが、その主体はスギであった。しかも、植栽後は「根付不宜分ハ御改を請、植替成木仕候様精々心付手入可仕候」¹²⁾と、補植と手入れも義務付けられていた。このことは、御用炭生産請負人に課した冥加植栽が必ずしも木炭原木資源の造成を目的としたものではなく、御林経営における造林政策の一環であることを示している。

こうした条件の下で、請負人は契約した俵数を焼立て、山下げ津出し、さらに船運により江戸会所へ回送しなければならず、しかも、江戸着の段階で初めて利益を手にするものであったから、これを遂行するには相当の資力を有する者でなくてはならなかった。一方、幕府にとっては、御用炭生産の目的が江戸城および江戸市民向け木炭の供給と幕府財政へ寄与する運上の獲得にあったから、資力のある商人に請負わせ、しかも最も安全な方法で一定量の木炭と運上金を確保し、さらには御林森林資源の育成をも意図した条件であったのである。

3. 木炭価格と運上金

幕府の御用炭として生産された天城御用炭は「江戸廻し之上御風呂屋口納御用炭、右上納之内性合吟味之上撰炭仕、正味六貫目入金壹両ニ付拾八俵六分替ニ而納方仕、其余上炭正味六貫目入金壹両ニ付式拾俵替、粉炭之儀ハ同式拾七俵替ニ而素人江直売仕」¹³⁾と、幕府御用の他に江戸市中向け一般用炭としての性格をも持つものであり、しかも御風呂屋御用炭と限定されていることから、御用炭より一般用炭の方が量的には上回っていたことをうかがうことができる。

また、木炭の販売については、幕府による流通経路の規制および「定直段ニ仕置、聊たりとも右直段より高値ニ売渡申間敷」¹⁴⁾と木炭価格の統制が行われている。

こうした性格をもつ天城御用炭生産の請負人は、御林での生産から江戸への輸送に至る過程で諸種の負担と規制を課せられた。ここでは運上金、木炭価格と生産諸経費との関係についてみてみたい。

次の史料は、新次郎・松兵衛請負（表2⑩）の請負証文、安政4年（1857）12月の「差上申一札之事」¹⁵⁾の一項である。

一炭拾万俵 壱ヶ年焼出高

此代金五千兩

此運上金三百兩

但焼出賃、繩俵代、駄賃、船賃、麓積所、納屋、会所、山道造、江戸売場入用其外一式諸掛り共、金壱兩＝付弍拾俵替、売捌炭壱万俵＝付御運上金四拾八兩宛之処、内拾八兩是迄之通御請負中御免除被成下、三拾兩宛年々十一月中＝上納仕、炭＝而正納被仰付候ハゞ、御差図次第可仕候

一粉炭壱万五千俵

此代金五百五拾五兩余

此運上金拾弍兩

但上炭壱万俵＝付粉炭凡壱割五分之積、粉炭壱万俵＝付金八兩宛俵数＝応じ上納仕、金壱兩＝付弍拾七俵替＝而売捌可申候

御林伐透し候跡江

壱ヶ年苗木六千本宛

但為冥加無代＝而年々植付根付不宜分ハ植替候積リ

この文書では、両請負人は上炭10万俵とこの15%に当たる粉炭1万5千俵の製炭契約によって、運上、冥加を負担し、生産に係わる諸経費を差し引き、収益を上げようとしている。一方、幕府は製炭事業を完全に掌握し、契約生産量を確保し、ひいては運上金の取収を確実なものにするために、山元から江戸着までの間に詳細かつ厳重な取締を行っている。例えば、安政4年の上記請負証文中には、①「山方焼出し方、貫目并木数焼出し方御改受候後払下焼印仕」、②「山方船積之節程又御改御極印を受」、③「湊出し出帆之度々太郎左衛門様葦山御役所江御届申上」、④「江戸廻し着船之節、御同人様御役所并売場口取締御掛り、其時々御届可申上」、などとしており、これらの取締には山方、4口、浜方、江戸に設けられた炭会所¹⁶⁾が当たった。この他、寛元から海岸までの運搬の計画と促進、船積み前の品質・重量の検査等が炭会所の機能としてあった¹⁷⁾。

運上金上納については、次に示す享和2年（1802）の「江川代官より御勘定所宛差出」文書¹⁸⁾中にみられるように、江戸着の俵数に応じて金納で課せられ、100両に達する度に上納し、毎年11月までに皆納と定められている。

一右炭運上金之儀者、江戸着船炭高＝応、月限＝取立、金高百兩＝相成候ハゞ、其時々御金蔵より上納仕、其年々運上金其年々十一月迄＝皆納、御金蔵納茂年々皆納相成候様可仕奉存候

ところで、前出の安政4年の「差上申一札之事」(17頁参照)には、「炭ニ而正納被仰付候ハゞ、御差図次第可仕候」と運上を物納とすることもあるとしている。これから運上の上納の仕方には、二つの形態があったようではあるが、管見では炭をもって運上を上納した例は見当たらない。

さて、運上金上納の割合を年代を追ってみたのが表6である。享和2年～文化4年の一色村・久左衛門請負(表2⑤)では1万俵に付き38両であるが、文化10年～文政元年(表2⑦)では久左衛門が45両、三郎平が48両と増額されている。同じ江戸商人でありながら両者に差がみられる。それ以降は48両となっているが、先にみた安政4年～文久2年の新次郎・松兵衛請負(表2⑯)では、「御運上金四拾八両宛之処、内拾八両是迄之通御請負中御免除被成下」とこれ以前から実質30両となっていることを知り得る。これは「元来御林近山之分ハ極々手薄ニ相成ニ付、……、旁極深山江窯立仕候様相成、左候而ハ格外諸失費相増、……、実ニ難渋当惑仕候」¹⁹⁾との陳情が行われていることからみて、木炭原木が不足してきたため製炭現場が奥地化してきたことに対する幕府のとった緩和策の一つとみてよいのではなからうか。

このような運上金上納によって生産された天城御用炭は、江戸城本丸・西丸御風呂屋へ納める御用炭であり、また江戸市民へ直接売り捌く一般炭でもあった。表7は、その売渡価格の推移を示したものである。御風呂屋口上納炭は「上

納之内性合(品質)吟味之上撰炭」したもので、1両当たり18俵6分替え、これに対して一般売炭は21俵替えとして、一般売炭の価格を低く抑えている。こうした売渡価格も、幕末になると米価、労賃、運賃等の高騰と製炭地の奥地化による生産費の増大を理由に、請負人から値上げ要求が出されるようになる。その一例が次の文書である。

表-6 御用炭運上金上納高
(1万俵当たり)

年 代	上炭(両)	粉炭(両)
享和2年(1802)	38	8
文化10年(1813)	45・48	8
文政7年(1824)	48	8
天保13年(1842)	48	8
安政4年(1857)	30(18両免除)	8

注) 東京営林局「前掲資料」No.361, 359, 360, 417, 367より作成。

表-7 御用炭売渡価格

(1両当たり)

年 代	御風呂屋口上納炭	一般売炭
①文化10年(1813)	撰炭18俵6分	21俵 (6貫目入)
②文政7年(1824)	〃	21 〃
③天保13年(1842)	〃	21 (粉炭31俵) 〃
④安政4年(1857)	〃	20 (粉炭27俵) 〃
⑤安政5年(1858)	17俵	19 〃
⑥元治元年(1864)	16	16 〃
⑦慶応元年(1865)	15	15 〃

注) ①-④東京営林局蔵「前掲資料」No.359, 360, 417, 367, ⑤-⑦浅井潤子「幕府御林山における林業生産」『史料館 研究紀要第13号』123頁より作成。

乍恐書付ヲ以奉歎願候²⁰⁾

(略)、当巳年五月中書面を以申上候通、山方焼出し元駄賃、運送賃迄諸失費近来追々相嵩、至而難渋仕候ニ付、是迄売捌値段式拾俵之處、式俵方御値増被仰付被下度、乍恐奉歎願候処、(略)、元來御林近山之分ハ極々手薄ニ相成候ニ付、後御年季ニハ休山不致候而ハ御林御不為之場所も有之、旁極深山江竈立仕候様相成、左候而ハ格外諸失費相増、殊更当春以來米価高値ニ相成、大勢之人夫相□罷在候ニハ案内入用相嵩、通例之心得ニ而ハ御請負高俵数込茂江戸着六ヶ敷趣申之程之請判仕候得共、諸入用無厭出精致候より外ニ手段も無之様申之、実ニ難渋当惑仕候、依之恐多御儀ニハ御座候得共、御上納炭之儀も前々より撰立仕、是迄兩ニ拾八俵六分替ニ而奉相納候処、是また壹俵六分御値増被仰付、拾七俵ニ被成下置候様偏ニ奉願上候、尤炭性合貫目ナド之儀ハ是迄之通精々吟味仕、御上納可仕候間、何卒格別之以御慈悲御上納炭壹俵六分方御値段増被仰付、其外売捌値段之儀ハ前々奉歎願候通兩様御聞濟ニ相成候様幾重ニも御憐憫之御沙汰偏ニ奉願上候、以上

安政四巳年七月二十日

天城炭請負人

松兵衛[㊦]

新次郎[㊦]

御勘定所 御掛様

これに対して、幕府もこれに応えざるをえなかったようであって、値上げを認めている。すなわち、請負人松兵衛、新次郎が値上げを陳情した翌年の安政5年(1858)には上納炭が1俵6分の値上げで17俵替え、一般売炭が20俵から19俵替えに、その後元治元年(1864)には両者ともに16俵替えに、翌慶応元年(1865)同じく15俵替えにと価格の値上げが実施されている。この御用炭の価格は、江戸市中での一般の伊豆炭問屋価格より安価であった²¹⁾。幕府は一般炭の売捌値段を統制し、さらに既存の流通経路(生産者→山方問屋→川辺竹木炭薪問屋→仲買→小売商→消費者)を排除した市民への直売方式を指示することにより炭価の低廉化を図ったのである。こうした幕府が採った市民への安価な木炭供給のシステム化政策は、例えば近世後期の場合、木炭江戸入津高247万俵²²⁾に対し天城御用炭15万俵という数量にみるように、江戸市場における既存の流通機構に対してさほど影響を与えたとは考えられない²³⁾。いずれにしろ、幕府がこの木炭供給システムを採ったところに天城御用炭生産の特徴をみることができる。

さてすでにみたように、御用炭生産においては請負人の交替がみられたが、その理由の一つには運上金不納の問題があった。では請負人にとって、運上金の負担は大きかったであろうか。そこで、売上額に対する運上の割合を次の2例から試算してみると、そのウエイトは必ずしも大きいとはいえないであろう。

(a) 天保13年～天保14年の場合(表2⑥)

ア. 生産量－上炭107,803俵、粉炭18,638俵

イ. 運上金(1万俵当たり)－上炭48両、粉炭8両

- ウ. 売渡価格（1両当たり）－上炭21俵替え，粉炭31俵替え
- (b) 安政5年～安政6年の場合（表2⑮）
 - ア. 生産量－上炭121,514俵，粉炭18,865俵
 - イ. 運上金（1万俵あたり）－上炭30両（18両免除），粉炭8両
 - ウ. 売渡価格（1両当たり）－上炭19俵替え，粉炭27俵替え

したがって，(a)の場合，運上は約532両，販売価額は約5,734両となり，売上額に対する運上は9%強と1割に満たない。また，(b)の場合，運上は約380両，販売価額は約7,094両となり，売上額に対する運上は5%強に過ぎない。

一方，御用炭の生産，運搬に係わる経費についても検討しておかなければならない。天城御用炭生産の請負は，原木は無償で支給されたが，焼立て，山下げ，津出し，船積み及び江戸会所までの運搬に至る全過程を請負うものであり，これに要する生産費，輸送費等は全て請負人の負担であった。

これに関して示し得る史料は幕末・慶応期のものに限られるが，慶応4年（1868）8月「天城山焼出し炭諸掛り仕分書」²⁴から生産経費の内訳をみよう（表8）。これによると，御用炭6貫目入り1俵当たり生産諸経費は銀8匁4厘となっている。その内訳は，運上金が2.2%，焼夫賃など焼き立てに関わる費用が54.7%，山元から江戸までの運賃が38.2%，会所手数料が14.3%の割合になる。しかし，この当時の売渡し炭価は，1両に付き上炭15俵替えであるから，俵当たり4匁（表中に焼夫賃1両に26俵とあるため，1両＝銀60匁として計算。）となり，生産費が売渡し炭価の倍になってしまう。したがって，表中の数字は極めて疑わしいものとなる。これを当時の銀価である金1両＝銀154匁で計算すると，売値は10匁2分6厘となり，およそ2割の収益を

表－8 御用炭1俵当たり生産諸掛り内訳（1俵6貫目入）

費 目	費 用
運上金	銀 匁1分8厘 (2.2%)
焼夫賃（1両に付26俵）	2 3 (28.6)
積出し駄賃（窯元より土肥浜迄約6里）	1 7 7 (22.0)
江戸廻し運賃	1 3 (16.2)
縄俵山上げ駄賃	5 (6.2)
窯元納屋代	7 (0.9)
土肥浜置料・入替他手間代	2 7 (3.4)
道・橋普請諸入用，乱俵縄代	5 (6.2)
会所入用，山元世話料	4 (5.0)
江戸会所口銭	7 5 (9.3)
計	銀 8 匁 0 分 4 厘 (100.0)

注) 東京営林局蔵「前掲資料」No.421より作成。

手にすることができるが、競願してまで請け負うほどの事業収益とは思われない。しかも請負人の負担には、この他に冥加植栽があり、さらに木炭の火災による焼失や海上輸送中の難破による流失等のリスクがあったから、なおさらのことである。したがって、この表からは1俵当たり生産経費に占める各費目のウェイトをみるに止めざるを得ない。

それでは、江戸市場向け木炭の生産・販売によってどの程度の収益をあげ得たかを、仁科口松崎村依田善六家の自己製炭の例²⁵⁾からみてみよう。善六家の「慶応二寅年正月元日ヨリ十二月晦日迄勘定」によれば、自己所有山林で製炭した江戸送り炭高は9,048俵、これによる販売額が約933両である。これに対し焼き立てから江戸への輸送までの経費は約442両で（内訳：「炭焼勘定」236両（53.4%）、「運賃」113両（25.6%）、「口銭」93両（21.0%））、差引収益は約491両となっており、収益率は50%を越える。この場合、手山での製炭であるから原木代は御用炭製炭同様無償である。したがって、御用炭請負人であってもこれに近い差益はあったのではなからうか。

だが、こうした利益も、木炭生産が順調に進み、江戸本会所へ完納されて始めて実現したものであり、先述の諸種の負担、保管面での火災等の事故、海上輸送中の難破等を考慮すると常に高収益を得られたとは限らず、このために運上金の遅滞・不納の事態も生じたものと考えられる。

4. 製炭労働力と木炭の輸送

幕府は製炭事業を掌握し、強力な規制を加えてはいたが、一方では請負人の生産活動を促すべく、諸種の保護、便宜を図っていた。その中でも特に意を用いたのが労働力の確保であった。御用炭生産に関わる製炭労働力の一つは築窯し、炭を焼く焼立て労働であり、もう一つは窯場から船着場までの搬出労働であった。

管見では、炭焼夫に関する史料は乏しいが、文政11年（1828）の「天城山炭焼職人上州前橋江出稼之儀御尋ニ付取調候趣申上候書付」²⁶⁾がその手がかりを与えてくれる。この文書では、勘定所から上州前橋に40～50人の炭焼夫を派遣するよう要請された江川太郎左衛門が、請負人を呼び出して協議した結果を次のように回答している。

先般同山（天城山）炭焼職人之儀ニ付御達之趣取調申上置き候通り炭焼渡世之もの凡三百五十拾人余も有之候共、何連も農間稼之もの多、炭焼職人江差定候ものハ秋ニならでハ□□、六七年以前より連年不足相成分而両三年此方出高不相進、御遣方御差支ハ申上候迄も無御座、一躰天城山炭焼職人之儀ハ旧来他国出稼ナドニ難罷出仕来ニ有之、（略）猥ニ他国出稼差免候得ハ天城山村々自ラ流弊、前橋江罷出候と申唱、駿遠甲信州を始、諸国炭焼賃銀宜敷方周旋罷出候ハ、往々不取締之基可罷成候（略）、此儀ハ兼而御人留置候様此度奉存候、（後略）

これによると、御用炭生産に支障をきたすために、炭焼夫が出稼ぎに出ることを禁じており、また、請負人と協議した上での回答であることから、幕府が労働力確保に請負人の便宜を図っていたこともうかがい知ることができる。またこの当時、天城地方には350人余の炭焼夫がいて、

その大部分が農間稼ぎの農民であったことが明らかである。この農民の兼業労働について大見口御林付村々を例にみると、山方村落であった大見口各村の農民は農業生産に全面的に依存することができず、農業を中心としつつもそれ以外のいわゆる農間の山稼ぎに生計の道を求めなければならなかった。山稼ぎの期間は1年の2/3に当たる6～8月、11～3月の8カ月であった。特に下層農民にとっては、主業といえるほどの意味を持ち、製炭事業の拡大に伴って専業化する者も出現し、4口の窯場を移動して生活するようになる²⁷⁾。

さて、幕府自らの消費用及び江戸向け一般売炭として生産された木炭は、「山下ヶ津出シ」といわれる窯場から船着場までの陸路と伊豆海岸各港より江戸までの海路の輸送経路をもって江戸会所まで運び出された。山出しから津出しの搬出過程を担うものは、主として御林付の村々の農民であった（幕末の大見口で御林付村でない数カ村による御用炭搬出が代官所から命ぜられている例もみられる²⁸⁾）。天保10年（1839）大見口の原保村ほか御林付村々役人による「差上申御請書之事」²⁹⁾をみることにしよう。

豆州天城山御林炭焼出方之儀、此度江戸本八丁堀壺丁目万兵衛、三田壺丁目嘉右衛門兩人江、（略）惣山一手＝御請負被仰付山下ヶ津出運送り道筋之儀、是迄之通り、被成置候＝付、其筋之村々、農業透＝見合出精運送りいたし候べく、（略）老人＝不足女子供＝至迄、牛馬追候程之者ハ、（略）村長ハ不及申小前末々たり共、（略）仮令農業繁多之時節たり共、夜分月明り又ハ明松等之助以、（略）出精運送り山下ヶ津出方并＝浦々積所＝而も同様相心得溜り炭＝不相成様（略）、被仰渡一同承知奉畏候、依而村々御請連印差上申候処如件

これによると、御用炭の搬出は搬路沿い村々の農民労働力によるものであり、また村中総出でこれに当たっている。しかも「仮令農業繁多之時節たり共、夜分月明り又ハ明松等之助以」の搬出労働であることから、こうした労働力の確保については、幕府が村々に対して強制的に行い、製炭請負人に対しては便宜を図っていたことがうかがえる。このような幕府の強権的姿勢は、次の史料からも知ることができる。すなわち、文政12年（1829）、代官から勘定所に差出した「天城山焼出御用炭運送方其外之儀＝付申上候書付」³⁰⁾中に、

私御代官所豆州天城山御用炭焼出方并運送之儀村々役人共江申談、厚生話いたし候様可取計旨御達之趣承知附役、手附、手代共時々廻村焼出方津出共抄取候様精々利害申聞候

とあり、また天保14年（1843）「天保十四卯年日記」³¹⁾には、搬出が滞っていることに対して「急々津出し方抄取夜牛馬持江厳敷可被申渡候、若等閑＝致候者有之候ハ、早々可被相届候」との廻状を村々に回している。幕府の御用炭生産に対する力の入れようがありありとうかがうことができる。

運搬の割当は各口に設けられた炭会所で行われたたが、運搬を請負った村々では牛馬数によって1カ村単位で搬出すべき俵数割当をし、さらに「牛馬持之もの共江月々炭附出し割合方夫々割

賦申付」と牛馬所持の百姓にその頭数に応じた割当て俵数の搬出を義務付けた³²⁾。請負人、村方双方の運搬上の取り決めについては、仁科口の例³³⁾ でみると、毎月6, 7, 8日に窯元の請負人から村々へ製炭量が通知され、村々は10日から浜までの搬出を行っている。また、「道普請ハ入念其窯ニ至ル筋之儀不困様道付ル事」と搬出のための道路普請も義務とされた。

こうした幕府の強制的とも言える御用炭搬出ではあったが、一方では「当村浜出駄賃之儀御願ニ付村内大小百姓対談ニ而、当時炭窯立候場所より其俵付錢三拾貳文ニ相極候」³⁴⁾ と、搬出費を村内で相談の上で請負人と取り決めていたように、農民にとっては農間の駄賃稼ぎ労働になっていたのである。このことは、前掲の天保10（1839）年「差上申御請書之事」³⁵⁾ 中の次の文言で示されている。

山下津出シ運送道筋之儀是迄之通被成置候ニ付、其筋之村々農業透ニ見合出精運送り可致候、一躰天城山炭之儀者重き御運送茂有之、寛政之度より引統國中村々莫大之助成（略）牛馬追候程之者ハ、相応之稼いたし国益不少、若万々一天城山休山いたし候様之儀も有之候ハバ、小前末々之もの必至と可及困窮ニ（後略）

さて、幕府の強権をバックとしたこのような搬出労働力の調達ではあったが、幕府の権力を持ってしても木炭の搬出は順調には進捗しなかった。文化期以降山方で焼き立てられた御用炭が山元納屋や中継場で滞荷するようになり、「溜炭之分急速山下津出し可仕旨最寄村々江被仰渡候」³⁶⁾ といった幕府による搬出の督促が頻繁に行われる。

では、こうした搬出遅延の原因はどこにあったであろうか。それは、弘化2（1845）年10月に江川代官から勘定所に宛てた次の文書⁷⁾ が明らかにしてくれる。

豆州天城山焼出炭山下ケ津出之儀ニ付申上候書附私御代官所豆州天城山より焼出炭山元ニ溜炭出来候節、請負人相对ニ而山下ケ可致処牛馬出方無之、山下ケ差支候節、附手代より御用炭之趣を以牛馬触当山下ケいたし候儀も有之候処、右之趣ニ而牛馬触当候儀ハ不可然筋ニ付、右様之節取斗方篤と勘弁いたし見込之趣可申上旨被仰渡承知仕候、一躰伊豆国之儀ハ諸荷物共津出方宜、江戸送方弁利之土地ニ而殊ニ山国之儀ハ売炭等多分焼出、山付村々ニ者駄賃稼重ニ御座候間牛馬等も多分有之、天城炭之儀も津出方可差滞筋無御座候得共、売荷物之儀者御府内炭相場ニ寄駄賃増方いたし候ニ付、御府内炭値段宜節ハ別而売荷物多分差出候間、右之方江牛馬全部罷出、天城炭之方ハ差滞、口々溜炭出来候儀ニ付、右様之時節、天城炭出方不差滞様兼而山下ケ津出村々取極置、請負人共年季切替之節ハ右村々役人江請書印形為差出置、其上差滞候時ニ手代より牛馬差出候様右村々江廻状差出、山下ケ津出無滞取斗来候、同様駄賃相増候様請負人江申付候ハ、差支も有之間敷併兼而江戸売物炭値段増方相願候様ニ付、右之通申付候ハ、又候増方相願可申、都而物価高直ゆへ先年と違、駄賃等も引上候ニ付、請負人相对を以是迄之通天城炭定値段之駄賃ニ而ハ何分出方六ヶ敷儀と奉存候、猶此上勘弁仕見込も相付候ハ、可申候得共、先此段申上候以上

この文書によると、「山国之儀ハ売炭等多分焼出」とあるように、生活の大半を林野に依存していた山方村落では、個人持山や郷山から、さらに御林付村々では御林からの商売炭の焼き出しが盛んであった³⁸⁾。特に後期以降の江戸市場での木炭の品不足、木炭価の高騰はこれに拍車をかけ、農民が商売炭の焼き出しを優先させ、御用炭の滞荷をもたらしただけを確認できる。このことから、領主権力に対する農民のしたたかな一面がうかがうことができる。なおこの文書から、請負人に対して、搬出の推進に関わる取り計らいだけでなく、御用炭製炭事業の監督の立場にある代官が御用炭価格についても請負人の意向を示唆していたことを知る。ここにも請負人保護の一面を知り得る。

こうした御用炭の滞荷については、代官所手代・手付や請負人から厳重な督促があったにもかかわらず、なかなかその問題解決には至らなかった。したがって、強行手段に訴えるということも行われた。その一例を示すと、天保12年(1841)仁科口では「御用炭千五百俵程当口溜リニ相成由之、濱、築地、中村江皆津出し方被仰付、夫迄ハ売荷御差留被仰渡」³⁹⁾と、「売荷差留」が行われている。しかし、こうした強引な手を持ってしても「溜炭」問題は解消されることなく、幕末まで続くのである。

ともかく山下げ津出しによって浜へ集荷された御用炭は、さらに浜方村農民の駄賃稼ぎによって船積みされ各浦から江戸へ海上輸送された。この船運に当たっては、在地や江戸の廻船問屋等に御用炭請負人を通して鑑札を渡し、通関の特権を与えた「天城御用定積船」が使用された⁴⁰⁾。この御定積船には「御用炭并町人商売炭、切石、砥石、荷物品々積立」⁴¹⁾とあるように、積荷は御用炭だけとは限らなかった。一方、代官所は御定積船への積み込みから江戸着までに、次のような輸送に関する措置を取っている。

すなわち文化10年(1813)「天城山炭焼出取計方伺書」⁴²⁾によると、①船積会所にて手代が俵毎の品質・重量、俵数を確認の上極印を打ち、船積みする、②江戸着船時には、手代が送状と突き合わせて荷揚げを確認し、月毎の着船高を勘定所へ届ける、③年季中1年毎の焼高と江戸着船高の内訳および運上金高を翌年正月中に勘定所へ届ける、などである。また、御定積船が難破した場合、その届に対しては手代が調査に当たり、その損害は請負人に負わせた。しかし、難破の証明のあるものについては、運上金が半減された⁴³⁾。

注

- 1) 東京営林局(1964)『伊豆林政史』, 103頁.
- 2) 東京営林局蔵「前掲資料 No.351」.
- 3) 同上「同上資料 No.361」.
- 4) 同上「同上資料 No.123」.
- 5) 同上「同上資料 No.378」.
- 6) 同上「同上資料 No.349, 352~354, 356」.
- 7) 同上「同上資料 No.123, 364, 359」.
- 8) 同上「同上資料 No.123」.

- 9) 同上「同上資料 No.379, 380」.
- 10) 同上「同上資料 No.359」.
- 11) 同上「同上資料 No.360」.
- 12) 同上「同上資料 No.359」.
- 13) 同上「同上資料 No.367」.
- 14) 同上「同上資料 No.367」.
- 15) 同上「同上資料 No.367」.
- 16) 大友一雄氏は、相模国愛甲・大住郡下の御林で展開した御林炭村方請生産を事例に、文化期の設置とみられる「炭会所」の機能について論じられている。そこでは、御林炭生産が炭会所の指揮の下に行われており、また、江戸での処分も炭会所でなされている。これと比較して、伊豆御用炭生産における炭会所機能が、生産から江戸輸送に至る過程でのいわばチェック機能段階であったのとは大きく異なっている（大友一雄（1983）「江戸市場における薪炭流通と幕府の炭会所政策－江戸近国御林の役割・機能の一側面－」『徳川林政史研究所研究紀要 昭和58年度』, 93頁）。
- 17) 東京営林局（1964）『前掲書』, 110頁.
- 18) 浅井潤子「前掲論文」, 112頁.
- 19) 東京営林局蔵「前掲資料 No.419」.
- 20) 同上「同上資料 No.419」.
- 21) 「諸色値段引下」にのせる文久元年（1861）の史料では一般の炭問屋の扱う伊豆炭は、嘉永7年（1854）に上炭1両に付き15俵、それ以前13俵、文久元年には引下げて14～16俵となっているが、これは問屋の卸値段であるから天城御用炭が安価であることが分かる（樋口清之『前掲書』, 380頁）。
- 22) 安政3年（1856）の江戸入荷高（豊田・児玉（1981）『流通史I』, 192頁）。
- 23) 大友一雄氏は「天城炭の生産は、物価引き下げ・安定供給のための新たな段階として位置付けられよう。」とする（「前掲論文」, 89頁）。
- 24) 東京営林局蔵「前掲資料 No.421」.
- 25) 渡辺一郎（1958）『幕臣岩瀬氏関係史料』, 36頁.
- 26) 東京営林局蔵「前掲資料 No.519」.
- 27) 拙稿「前掲論文」, 63頁.
- 28) 東京営林局蔵「前掲資料 No.399」.
- 29) 同上「同上資料 No.393」.
- 30) 同上「同上資料 No.391」.
- 31) 同上「同上資料 No.396」.
- 32) 同上「同上資料 No.398～400」.
- 33) 同上「同上資料 No.389」.
- 34) 同上「同上資料 No.388」.

- 35) 同上「同上資料 No.393」.
- 36) 同上「同上資料 No.404」.
- 37) 寺尾宏二「前掲論文」, 59~60頁.
- 38) 例えば, 商売炭出荷の状況を川津口濱村での廻船1艘の年間積込み数からみると, 寛政12(1800)年1年間で積込み回数が13回, 木炭8,849俵であったのが, 元治元(1864)年には史料の欠如から7カ月分になるが, 積込み回数が10回, 木炭13,514俵となり, 農民生産の大幅な拡大を知ることができる(地方史研究所(1958)『伊豆河津郷 下河津』, 259~260頁).
- 39) 東京営林局蔵「前掲資料 No.394」.
- 40) 同上「同上資料 No.413」.
- 41) 同上「同上資料 No.416」.
- 42) 同上「同上資料 No.351」.
- 43) 同上「同上資料 No.415」.

Ⅳ おわりに —御用炭生産の特徴と製炭労働力問題—

以上, 幕府の天領であった伊豆地方における天城御用炭生産についてみてきた。近世中期になると, 御林の維持と保護にのみ力が注がれていた消極的林政は, 森林開発を軸とした積極的林政へと転換した。この森林開発の中心をなしたのが伊豆天城では御用炭生産であった¹⁾。その契機となったのは逼迫する幕府財政への寄与であり, 木炭需要の増大であった。幕府は財政上の収入源, 江戸城及び市民への木炭供給源とするべく, 積極的な森林資源の利用化を図ったのである。

宝暦期を開始期とする御用炭年季請負製炭が, その期間を5年季に定着するのは寛政4年(1792)以降であった。これ以降幕末まで, 年間8万~10万俵, 多い年には15万俵にも及ぶ大きな規模の御用炭生産であった。生産された御用炭は江戸へ回送され, 幕府自らの消費御用炭として上納されたが, その他のものは江戸市民向け一般炭として, 生産請負人の商売店から直接市民に販売された。幕府は御用炭価を問屋炭価より安く, さらに上納炭より一般炭を安価に設定して価格統制し, しかも既存の流通経路を通さず, 市民へ直売する販売政策を採ったが, これは江戸市場木炭価格の低廉化を図ったものであった。しかし, 例えば幕末(安政期)の江戸入津高247万俵に対し天城御用炭15万俵ではその6%を占めるに過ぎず, 数量的には既存の流通機構にそれほど影響を与えたとは思われない。だが, 幕府が100年もの長期にわたって一定量の木炭を確保し, こうした販売政策を採ったところに天城御用炭生産の特徴があるといえよう。

御用炭生産形態は江戸商人, 在方商人, 御林付村々による請負生産であり, 請負人は御林にて炭を焼き, これを船着場まで搬出し, 船積みして江戸へ輸送し, 幕府に納めるまでの全過程を担当した。幕府は, 運上金, 請負担保, 冥加植栽などの請負条件を課し, 窯元から江戸会所納めまでの間に厳重な取締を行っているが, このチェック機能を果たしたのは山方, 4口, 浜方, 江戸に設けられた炭会所であった。しかし, 幕府は製炭事業を掌握し, 強力な規制を加える一方, 請負人の生産活動をバックアップするべく種々の保護, 便宜を図っている。それは原木の無償払下

げ、製炭・搬出労働力の確保支援、そして御用炭輸送廻船に与えた通関の特権などであった。生産基盤としての木炭資源が豊富であったことはいうまでもないが、このことこそ天城御用炭生産の長期的継続を支えたともいえよう。

江戸の商人による生産の場合、直接彼らが生産に携わる部分もあったが、現地の事情に通じていないため、在地の世話人、下請人をおいて製炭に当たることが一般的であった。江戸商人にとっては下請人は不可欠の存在であったといえる。下請人は配下に焼立人、荷請人をおき、現地焼立てから江戸輸送までの全般的業務に当たった。したがって、下請人といえども労働力の調達、窯場での製炭、船着場までの運搬、江戸までの海上輸送等、これらに関わる諸費用を一時負担しなければならなかったため、資力のある者である必要があった。

幕府は、一定量の木炭の確保と運上金の取得を確実にするため、製炭事業を円滑に推進させなければならなかった。そのため幕府が特に意を用いたのは、労働力の確保であった。御用炭生産における築窯から焼立て、山出しから津出し、そして船積みの労働過程を直接担ったのは農民労働力であった。

文政期当時、天城地方には350人の炭焼夫が存在しており、この中には専門化して天城山の口々の窯場を移動して生活するような者もいたが、その大部分が農間稼ぎの兼業労働であった。伊豆炭の優秀な製炭技術と優れた製炭法とから他国より炭焼夫の派遣要請があっても、幕府は請負人と協議の上、他国へ出稼ぎに出ることを禁じていた。

一方、幕府が最も頭を痛めたのは「山出しから津出し」の搬出労働力の確保であった。御用炭の搬出は搬出路沿い村々の農民が「農業透＝見合」せて行い労働であり、しかも「仮令農業繁多之時節たり共、夜分月明り又ハ明松等之助以」という文言が示すように、この労働力の調達には幕府の強権力が行使されている。窯元の請負人から製炭量の通知を受けた村々は、村単位で搬出すべき俵数割当てをし、さらに村内の牛馬所持の農民にその頭数に応じた割当て俵数の搬出を義務付けた。この搬出費は村内で相談の上、請負人と取り決めており、農民の駄賃稼ぎの場となったことはいうまでもない。

ところが、幕府の強権を行使したこのような搬出労働力の調達ではあったが、御用炭の搬出は順調には進捗しなかった。文化期以降搬出作業が遅延し、各所の炭置場に御用炭が滞荷するようになる。これに対して幕府は頻りに搬出の厳重な督促を行うがそれでも是正されず、ついには御用炭搬出が完了するまでは農民生産物の江戸回送を禁じる「売荷差留」という強引な手を打つが、これをもってしても「溜炭」問題は解消されることなく、幕末まで続くのである。

この主たる原因は農民の商売炭焼出しにあった。すなわち、山方村落にあっては、農間稼ぎによる商品生産が盛んに行われ、その中心をなすものは木炭生産であった。川津口の山方村落である梨本村を一例にとれば、年間産物稼高の1位は木炭（5,500俵）で、その産額343両余は全体の約68%も占めている²⁾。特に、近世後期以降の江戸市場における木炭の品不足、炭価の高騰はこれに拍車をかけ、農民が商売炭の焼出しを優先させ、御用炭の滞荷をもたらしたのであった。この木炭価格の高騰は、「売炭之儀ハ格外之高値故、炭焼人手間賃宜、右之方江重ニ相廻リ候成行」³⁾と、御用炭焼立て労働力確保にも影響を与えている。領主権力に対する農民のしたたかな

一面がうかがえる。

船着場まで運ばれた御用炭は、浜方会所による厳重な検査を受けた後、荷請人手配の浜方農民の駄賃稼ぎによって船積みされ、江戸へ回送された。荷請人の多くは船持ち商人化した上層農民であり、炭焼立て段階から請負っている者もみられる。

長期間継続して行われた天城御用炭生産の全過程を直接担ってきたのは、主として農間に稼ぐ農民の兼業労働であり、このうち搬出労働は御林付の村を単位として編成された農民によるものであった。彼らは幕府の強制も加わって御用炭生産労働力として動員されたが、一方では商品経済が進展する中で、特に近世後期以降農間稼ぎの商売炭生産も盛んに行った。この時期の伊豆は木炭生産一色に染まったと言えるほどのものといえなくもない。それは、幕末から降ってそれほど遠くない明治10年の東京市中木炭輸入高のおよそ45%を伊豆炭が占めており、この割合で試算すると、安政3年の木炭江戸入津高2,475千俵中、伊豆炭は100万俵を優に越えることになるからである。

幕府は御林付村を設定し、農民の御林入会利用を容認した。農民は禁伐木以外の御林内資源を利用し、その代償として御林の保護、管理に関する諸役務を課せられたが、そこからの商品産物には分一を負担するだけであった。したがって、天城山御林では、幕府が御用炭生産を展開させる一方、農民にも農間稼ぎの木炭生産が許されていた⁴⁾。近世後期の相州、武州など江戸近国御林の場合は、「御用炭生産の実行により、御用木のみならず雑木に対しても強い領主的規制が働き、山に対する百姓的利用が後退」⁵⁾するが、これと比較して、天城山御林での農民に対する緩やかともいえる利用規制とは大きな違いがあったことを知る。天城御用炭生産において、農民労働力確保に領主的強制が働いたにもかかわらず、さほどの抵抗もなく100年もの長期にわたってこれを継続できたのは、この利用規制の緩やかさに基づくものではなからうか。

近世中後期の天城山御林経営は、終始御用炭年季生産をその中心となし、領主的強権を行使し、商人資本を利用しながら、領主的商品生産を展開させたが、これを支える基盤となったのが農民労働力であり、村（農民）もまた木炭を主体とした農民的商品生産を展開させたのである。このようなことから、さらに伊豆における木炭生産を総体としてとらえるならば、それは近世後期の幕府の林政が、封建的小農生産にのった形で展開したといえることができよう。

注

- 1) 赤羽 武 (1969) 「封建制下における木炭生産の展開構造」『林業経済 No.254』, 30頁.
- 2) 明治2年「梨本村物産品1ヶ年稼高取調帳」によるが、ちなみに2位は山葵で62両となっている(地方史研究所(1959)『伊豆河津郷 上河津』, 231頁)。
- 3) 東京営林局蔵「前掲資料」 No.392 (天保6年)。
- 4) 拙稿「前掲論文」, 62~63頁.
- 5) 大友一雄「前掲論文」, 108頁.

Summary

In the middle of the Edo era, the Shogunate planned positively to utilize forest resources in the Ohayashi (the Shogunate directly owned and managed forest land) in Izu-Amagi district. Because the Shogunate wanted to help his finances and supply charcoal for the Shogunate himself and the citizen of Edo.

In this paper, I would like to discuss the development of charcoal production by the Shogunate in the Edo era. Its conclusion are as follows:

1. This charcoal production was continued on a large scale (80~150 southand bags a year) under the direct management of the Shogunate for one hundred years, from 1759 to the last days of the Tokugawa Shogunate.

2. The Shogunate controlled the charcoal price and gave contractors the indication of the way to supply charcoal. Some of these charcoals were supplied to the Shogunate and the other were directly sold to the citizen of Edo from merchant without using the existing distribution system of charcoal. It is characteristics of the charcoal production in Izu-Amagi that the Shogunate kept a certain amount of charcoal for a long time and adopted the above selling form.

3. This charcoal was produced under the contract management of merchant of Edo, local merchant and local villages under the Ohayashi. The Shogunate imposed to pay business taxes, give a security and plant trees as the terms of a contract. Under the contract management of merchant of Edo, the local subcontract generally took charge of all this charcoal production.

4. The Shogunate took care of keeping the labor of charcoal production to promote the project of this production smoothly. This charcoal production which make charcoal, carry charcoal bags to the beach and stow them in ship was taken charge by farmers. Most of them worked in the intervals of their farming.

5. The charcoal bags carrying labor was consisted of farmers united by the village. In the latter of the Edo era, it frequently happened that farmers were delayed carrying charcoal bags. Though the Shogunate forced them to promote carrying charcoal bags, the work did not advance smoothly. Because farmers carried their charcoal as commodity before they did charcoal under the management of the Shogunate.

6. After the middle of the Edo era, the Shogunate centered on charcoal production under the management of the Ohayashi and developed feudal commodity production by means of feudal power and merchant funds in Izu-Amagi district.